

# 道路交通法施行規則の一部改正案等について

## 経緯

- 道路交通法において、自動車の使用者には、一定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者の選任が義務付けられているところ、具体的な安全運転管理者の業務については、道路交通法施行規則に規定。
- 本年6月に千葉県八街市において発生した、下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが衝突する事故を受け、8月4日、交通安全対策に関する関係閣僚会議において、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が決定。  
当該緊急対策中、2(1)「安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化」の項目において、「乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進（中略）等、安全運転管理者が行う安全運転管理業務の内容の充実を図る」と記載。

## (1) 道路交通法施行規則の改正

安全運転管理者の業務として、次の事項を新たに定める。

- 令和4年4月1日施行分
  - ・ **運転前後の運転者**に対し、当該運転者の状態を**目視等で確認**することにより、当該運転者の**酒気帯びの有無**を確認すること
  - ・ 上記の**確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存**すること
- 令和4年10月1日施行分
  - ・ **アルコール検知器を用いて**上記の確認を行うこと
  - ・ アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

## (2) 酒気帯びの確認に用いるアルコール検知器の基準を定める国家公安委員会告示

安全運転管理者が運転者の酒気帯びの有無の確認に用いるアルコール検知器として国家公安委員会が定めるものは、  
**呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器**とする。

## 意見公募の結果

期間：令和3年9月3日（金）から10月2日（土）まで（30日間）

意見総数：87件

## ①内閣府令案への主な意見及びこれに対する警察庁の考え方

### 【目視等での確認について】

- ・ 直行直帰の場合など目視で確認できない際の対応方法を検討してほしい。
- ・ ITによる点呼も合法としてほしい。
- 対面での目視が原則だが、困難な場合はこれに準ずる適宜の方法で実施すればよい。

（適宜の方法の例）

運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- カメラ、モニター等によって、運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、検知器による測定結果を確認する方法
- 電話等によって、運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、検知器による測定結果を報告させる方法

### 【施行期日について】

- ・ アルコール検知器の製造や購入準備の観点から施行期日の延長や、猶予期間を設けることを検討してほしい。
- アルコール検知器の使用に係る規定の部分に限り、施行日を令和4年4月1日から同年10月1日に変更。

### 【罰則について】

- ・ 飲酒の有無の検査等を怠った場合等について罰則規定を設けるべき。
- 業務を実施しないこと自体に対する罰則はないものの、それにより自動車の安全な運転が確保されていないと認められる場合には、都道府県公安委員会による解任命令の対象となり、当該命令違反に対する罰則が設けられている。

## ②告示案への主な意見及びこれに対する警察庁の考え方

- ・ アルコール検知器の明確な技術基準や仕様を定めるべき。
- 酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わない。